工学部で「謝金」雇用から非正規雇用となった職員の希望者全員が雇用延長されました

2008 年 1 月 1 日に、それまでの「謝金」雇用から非正規雇用に切り替わった工学部の職員は、2010 年 12 月 31 日に就業規則の 3 年期限を迎え、雇い止めされる予定でした。しかし、教員からの契約期間延長の希望により、延長を希望した 28 名全員について 3 ヶ月の雇用期間延長が実現しました。

今回雇用延長となった非正規雇用職員は、3 年前（2008 年 1 月 1 日）の採用が、「謝金」雇用からの切り替えであったという点が特徴です。その背景には、それ以前に実施された社会保険庁の立ち入り調査と指導、そして「健康保険法ならびに厚生年金保険法違反で刑事告発されることもありうる状況」（週刊東洋経済、2007.10.13）とのマスコミ報道があります。大学は、いわば外圧に従って、仕方なく非正規雇用に切り替えたもので、当該職員の希望を素直に受け入れて実施した措置ではありません。非正規雇用職員に切り替わった方の中には、それまで、かなり長期に渡り北海道大学で働いていた人もいます。このように、もっぱら大学側の都合で雇用形態を変更しながら、3 年後に就業規則を機械的に適用し、一方的に雇い止めにするのは全く道理に欠けています。私たち組合は、これまでその点を繰り返し指摘してきました。

教員からの強い要望に後押しされ、工学系事務部は今回、雇用延長に取り組まざるを得ませんでした。希望者全員の雇用延長を認めた大学側の措置は、非正規雇用職員本人、雇用期間延長を希望した教員だけでなく、大学全体にとって大きな意味を持っています。私たちは、今回の措置を当然であると受け止めるとともに、3 ヶ月の延長にとどまらず、4 月以降も雇用を継続すること、さらに他の非正規雇用職員の雇用についても 3 年という期限を撤廃することを要求します。このことは非正規雇用職員本人の問題にとどまりません。研究室で職員が 3 年ごとに入れ替わるため、大学の使命である研究・教育の遂行に大きな障害を感じている教員からも歓迎されることは間違いありません。

組合は今後も非正規雇用職員の雇用を守り、そして大学の研究・教育を発展させるために取り組んでいきます。あなたも職員組合に加入し、働く仲間と一緒に、働きがいのある大学、明日の北海道大学をつくっていきましょう。

北海道大学教職員組合　内線　3994

2010/12/08